

きりり友の会 会員規約

第一条 名称

この会の名称は、きりり友の会（以下「友の会」という）とします。

第二条 目的

友の会は、三次市民ホールにおいて実施する事業をお楽しみいただくとともに、三次市民ホールの活動により多くのご賛同をいただくこと、また、地域文化の向上に寄与する事を目的として、友の会を設置いたします。

第三条 事務局

友の会事務局は三次市民ホール事務所に置きます。

第四条 会員

- 1、会員とは第二条の友の会の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、第七条に規定する手続きを経て入会を認められた個人をいいます。
- 2、会員資格の有効期間（以下「会員期間」という）は、会員になった月から1年間とします。
- 3、会員は、友の会事務局に届け出て退会することができます。この場合、支払い済みの会費は返却しないものとします。

第五条 会費

会費は次のとおりとします。

一般会費 入会金 500円 年会費 1,000円 とします。

第六条 会員証

- 1、 会員には会員証を発行します。
- 2、 会員証は会員本人及び同一家族が利用できるものとし、他人への譲渡、貸与はできません。

第七条 入会及び更新手続き

- 1、 友の会に入会しようとするときは「きりり友の会入会申込書」（以下「申込書」という）に必要事項を記入の上、申込書を友の会事務局に提出し、このときあわせて会費（入会金と年会費）を納入しなければなりません。
- 2、 会員が継続を希望するとき（以下「更新」という）は、入会した月から一年間が経過する月の末日までに年会費を支払うものとします。更新後の会員期間は満了月から一年間とします。なお、本手続きが行われない場合は、退会とみなします。
- 3、 会費の納入方法は、友の会事務局が指定する方法によるものとします。

第八条 会員特典

会員は以下の1から5の特典を受けることができます。

- 1、 主催事業の優先予約・購入（事業により枚数が異なります）※当館販売のみ
- 2、 主催事業のチケット割引（事業により割引額、割引購入枚数が異なります）※当館販売のみ
- 3、 イベント等の催事のお知らせ
- 4、 出演者サイン等、プレゼント企画への応募（事業により抽選内容が異なります）
- 5、 入会特典としてチケットホルダーの進呈（紛失の場合再発行は有料となります）

第九条 会員証の紛失・盗難

- 1、 会員が会員証を紛失・盗難にあったときは、速やかに友の会事務局にお知らせ下さい。
- 2、 会員が紛失・盗難その他の事由により、会員証を他人に利用される事により生じた損害については友の会はその責を負いません。

第十条 届出事項の変更

- 1、 会員は氏名・住所・郵送先等申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに友の会事務局に連絡下さい。
- 2、 前項の届出がなく、そのために友の会からの送付書類が遅延、又は不到着となっても、友の会はその責を負いません。

第十一条 会員資格の喪失

友の会は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消す事ができます。

- 1、 入会時に虚偽の申告をした場合
- 2、 会費及びチケット代金の支払いを怠った場合
- 3、 本規約に違反した場合

第十二条 個人情報

友の会は、会員情報について、個人情報保護法その他関連法令等を遵守し、適切に取り扱い第二条に規定する目的以外に使用することはありません。

第十三条 規約の変更

友の会事務局は、必要があるときは本規約を変更できるものとし、この場合、変更内容を会員に通知します。ただし、軽微な変更については、この限りではありません。

附則

この規約は平成27年4月1日から適用します。

附則

この規約は平成31年4月1日（一部改正）から適用します。